第二条第一項第二号中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金」に改める。

第四条第二項第二号イ中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

第五条第一項第一号ロ(1)及び同条第八項中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金」に改める。

第九条第二項第一号ホ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（ヘ及び第十九条第三号において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付に要する費用の額

第十九条第三号中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第七条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号イ中「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第八条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十一条」を「以下この条及び第十一条」に改め、「負担対象額」という。）」の下に「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の額から当該流行初期医療確保拠出金の額に療養の給付等に要した費用の額に占める特定費用額の割合を乗じて得た額（第十一条において「特定流行初期医療確保拠出金の額」という。）を控除した額（第十一条において「負担対象拠出金額」という。）の合計額（第七条第一項及び第九条において「負担対象総額」という。）」を加える。

第七条第一項及び第九条中「負担対象額」を「負担対象総額」に改める。

第十一条中「加えて得た額」の下に「に当該年度における負担対象拠出金額に一から当該年度における特定流行初期医療確保拠出金の額並びに当該年度における後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額並びに当該年度における後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額」を加える。

第十三条第七項第一号中「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（第十七条及び第十八条において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

第十七条及び第十八条中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

第二十五条の三第二項中「保険納付対象額」を「保険納付対象総額」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第一号中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同項第四号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

条約

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第二号

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定

日本国及びイタリア共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、

(a)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

イタリア共和国については、イタリア共和国の国籍に関する法律にいうイタリア国民

(b)　「法令」とは、次条に掲げる制度に関するいずれか一方の締約国の法律及び規則をいう。

(c)　「権限のある当局」とは、次条に掲げる制度を管轄するいずれか一方の締約国の政府機関をいう。